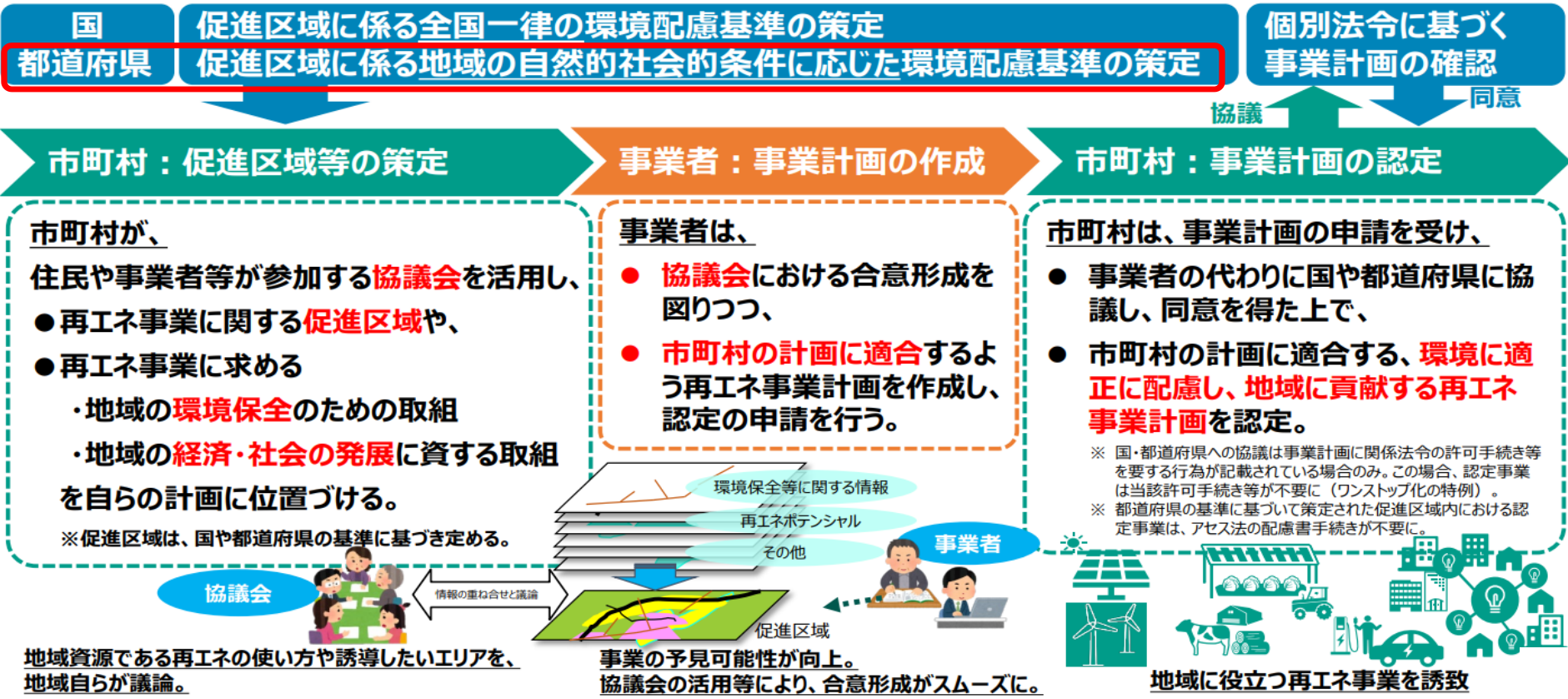




# 地域脱炭素化促進事業制度の仕組み

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが 令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

## 制度全体のイメージ



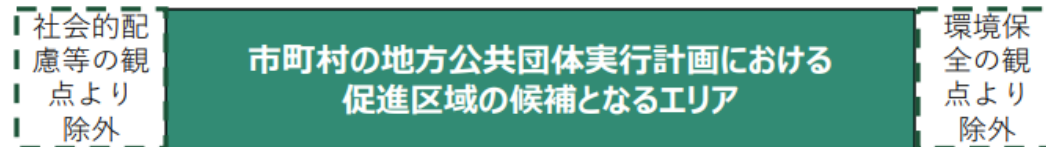
(環境省「地域脱炭素化促進事業制度に基づく都道府県基準策定説明会 趣旨説明」2023年1月より引用)

- **都道府県基準**は、促進区域設定に係る環境省令で定める基準に上乘せ・横出しして、**地域の実情に応じた環境の保全への適正な配慮を求めるための基準**。
- 都道府県の**再エネ導入目標**や**再エネ種ごとのポテンシャル**を踏まえ、環境配慮事項を適切に検討した上で、**促進区域に含めることが適切でない**と認められる**区域**や、環境配慮事項ごとの**適切な配慮を確保するための考え方**を示すことができる。

国の基準 (全ての地域脱炭素化促進施設に共通)  
 ※環境の保全上の支障の防止の観点から除外・考慮



**都道府県基準** (地域脱炭素化促進施設の種類ごとに設定)  
 ※地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から除外・考慮を検討



【参考】環境基本法における「環境の保全上の支障の防止」及び「環境の保全」について（環境基本法逐条解説121ページ参照）

環境の保全上の支障の防止	環境の保全
公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害を防止することや、確保されることが不可欠な自然の恵沢を確保すること。	左記の支障の防止にとどまらず、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境の確保などを含むものであり、大気、水、土壌等の環境の自然環境の自然的構成要素及びそれらにより構成されるシステムに着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを人にとって良好な状態に保持することを中心的な内容とするもの。

（環境省「地域脱炭素化促進事業制度に基づく都道府県基準策定説明会 趣旨説明」2023年1月より引用）

# 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準に係る 環境審議会答申（概要版）

## 1 基準策定の趣旨

地域脱炭素化促進事業制度は、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の地域への導入を促進するものであり、市町村が、地域との合意形成を図りながら、地域脱炭素化促進事業を進める促進区域や、事業に求める環境保全や地域の経済・社会の持続的発展に資する取組を定めることによって、事業の候補地や調整が必要な課題の見える化がなされ、再生可能エネルギー事業の予見可能性を高めるものです。

都道府県は、促進区域設定に係る環境省令で定める基準に上乘せ・横出しし、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して、促進区域の設定に関する基準（都道府県基準）を定めることができるとされた（法第21条第7項）ことから、本道では、促進区域の設定に当たって自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう、地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する北海道の環境配慮の基準（以下「基準」という。）を定めることとした。

## 2 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類

- (1) 再生可能エネルギー発電施設
  - ・ 太陽光発電施設
  - ・ 風力発電施設（洋上に設置するものを除く）
  - ・ 中小水力発電施設（出力が 30,000 kW未満のものに限る）
  - ・ 地熱発電施設（探査に係る調査のための掘削設備を含む）
  - ・ バイオマス発電施設
- (2) 再生可能エネルギー熱供給施設
  - ・ 太陽熱供給施設
  - ・ 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設（地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱）
  - ・ 地熱供給施設
  - ・ バイオマス熱供給施設

## 3 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等

- ・ 太陽光発電施設のうち、最大発電量が 10kW 未満で、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- ・ 太陽熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- ・ 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの

## 4 基本的な考え方

北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するため、次の考え方を基本に基準を策定した。

- 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全
- 災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全
- 北海道の基幹産業である第一次産業、観光産業などが有する重要機能を支える環境の保全

## 5 基準の概要（再生可能エネルギー施設の種類に応じて設定、太陽光発電施設を例示）

(1) 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと思われる区域」を定める。

区域名		
砂防指定地	地すべり防止区域	ぼた山崩壊防止区域
急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害（特別）警戒区域	災害危険区域
保安林	保安林予定森林	地域森林計画対象森林
河川区域	国指定鳥獣保護区（離島は特別保護地区のみ）	道指定鳥獣保護区（離島は特別保護地区のみ）
生息地等保護区（法）	生息地等保護（条例）	保護林
IBA（Important Bird and Biodiversity Areas）（市街地を除く）	植生自然度10の区域	道自然環境保全地域
学術自然保護地区	ラムサール条約湿地	世界自然遺産
国立公園及び国定公園の特別地域	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	北海道立自然公園の特別地域
北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	自然景観保護地区	環境緑地保護地区
要措置区域	世界文化遺産	国指定重要文化財
国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）	北海道指定有形文化財	北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）
市街化調整区域	農用地区域内農地	甲種農地
海岸保全区域		

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」を定める。

環境配慮事項	収集すべき情報
水の濁り	水資源保全地域、水道原水取水地点、公共用水域の水質測定結果、さけますふ化場・養殖場
騒音	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）
地形・地質	重要な地形・地質の状況
土地の安定性	土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、河川保全区域、河川予定地、道路区域、漁港区域、一般公共海岸区域
反射光	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）
動物	国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区（離島のみ）、道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区（離島のみ）、緑の回廊、保護水面、資源保護水面、重要湿地、動物の分布状況、KBA、IBAの市街地、マリーンIBA、レッドリスト掲載種、指定希少野生動植物種
植物	保護水面、資源保護水面、特定植物群落、植生自然度8・9の区域、巨樹・巨木林、レッドリスト掲載種、指定希少野生動植物種
生態系	重要湿地、重要里地里山、重要海域、北海道湿原保全マスタープラン掲載の湿原、自然再生の対象となる区域、緑の回廊、KBA、植生自然度8・9の区域
眺望景観	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度7以下の地域、北海道立自然公園の普通地域で植生自然度7以下の地域、ジオパーク、長距離自然歩道、風致地区、景観計画区域、景観重要建造物、景観重要樹木、アイヌの人たちなどの(重要)文化的景観
触れ合いの場	長距離自然歩道、身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）、特別緑地保全地区
その他北海道が必要と判断	公園、下水道、都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）、国指定文化財（重要文化財を除く）、国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）、北海道指定文化財（有形文化財を除く）、北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）、記念保護樹木、形質変更時要届出区域、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域、第1種農地、漁業許可、(各種)漁業権、増殖河川、森林施業を実施・計画している区域、保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）